

價騰貴に對し何等の待遇も考慮されざるを以て七月一日朝一齊に罷業をなしたるに因る

十、要求事項 (款願書)

- 1、従業員を過すに今少し人間味を持たるること
- 2、給料は相償額昇給されること
- 3、退職手當の方法を擧せらるること
- 4、公傷の場合は保険給付金の外に會社より見舞金として月給の四割を支拂さるること但し保険給付金は毎月末會社より一時立替へらるること
- 5、従業員の任免は會社當局の會議制なること
- 6、各線の向ふ泊を廢止し専任泊を作ること、専任泊の人数は會議せらるること
- 7、夏冬各一着宛制服を支給されたまこと、制帽は二年に一個と

とされること

- 8、修理は手入程度の小修理の外サービス部に於てなされること
- 9、洗車當番を廢止されること
- 10、運轉者の給料は最低日給壹圓八拾錢程度とされること
- 11、内勤者に於ても同等の待遇取扱を爲し昼食時間を一時間と定められること
- 12、車掌の給料は男女同額とされ勤続の年限により漸次昇給されること
- 13、車掌より運轉免許證を持たるものには二箇年以内に最低給料額に漸次昇給されること

十一、経過

七月二日午前七時飯塚市臺山公園山下方を警備本部として鐵城し口頭を以て待遇改善の要求を申出たのである